

建設業向け 時間外労働の上限規制説明会 ご案内

和歌山労働局・労働基準監督署

(和歌山県建設業労働時間削減推進協議会 共催)

働き方改革を推進するための法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により改正された労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限規制が導入されました。建設業事業者等につきましては、時間外労働の上限規制の適用がこれまで猶予されていましたが、令和6年4月1日以降は適用されるため、対策・自主的な取組をすすめていただくことが必要となります。

そこで、今般、時間外労働の上限規制の内容を中心とした働き方改革に関する、建設業向けの説明会を、以下のとおり開催することといたしましたのでご案内いたします。

本説明会の運営は、厚生労働省から委託を受けた「株式会社東京リーガルマインド」が実施します。

【開催日時・場所】

各開催日とも説明会の開始・終了時刻は、14:00開始、16:30終了予定です。

開催日	主催	開催場所
令和5年9月19日(火)	和歌山労働基準監督署	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ (和歌山県和歌山市北出島1-5-47)
令和5年10月18日(水)	田辺労働基準監督署	和歌山県立情報交流センター Big・U (和歌山県田辺市新庄町3353-9)
令和5年11月予定	決定次第、お知らせします。	

【説明内容(予定)】

- 建設の事業における時間外労働の上限規制について(労働基準監督署)
- 国土交通省における働き方改革等の推進(国土交通省近畿地方整備局)
- 和歌山県における働き方改革について(和歌山県県土整備部)
- 助成金活用・同一労働同一賃金について(和歌山働き方改革推進支援センター)

説明会終了後、和歌山働き方改革推進支援センターによる個別相談会も開催予定です。

【参加申込方法】

参加申込は、受託者「株式会社東京リーガルマインド」の以下専用Webサイトの「会場開催」一覧より、上記開催日・監督署のものを選択してお申込み下さい。建設業向けは上記日程のみですので、お申込み時にお間違いなきようお願いいたします。申込開始は、開催日約1か月前からです。

専用HP URL < <https://www.jougenkisei.com> >

お申込時にご入力頂く「**申込ID**」をお持ちでない方は、お手数ですが、まずは、下記メール問合せ先に申込ID発行のお問合せ()を行って頂き、申込IDの発行を受けてから、参加申込をお願いいたします。

メールタイトルに「申込ID新規発行」、本文に、お申込みになる説明会の日程・主催監督署と申込者様のお名前・所属会社名・ご連絡先をご記入ください。



[申込みに関するご質問・お問合せ先]

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部 『時間外労働の上限規制に関する説明会』事務局

フリーコール 0800 222 3029 受付時間:(平日)9:00~17:00

E-mail: 36kyoutei@lec.co.jp **申込IDをお持ちでない方はまずはこちらに。**